



高知の文化活動を応援します。

申請期間

令和2年

2月3日(月)～

2月28日(金)

※当日必着(17時15分まで)

■対象事業の期間

令和2年4月1日(水)から令和3年1月31日(日)までに実施される事業を原則として対象とする。

■対象者の条件

高知県内に事務所又は活動拠点があり、芸術文化活動を行う団体、個人

■対象となる事業

次の要件すべてに適合するものとします。

- (1) 高知県内又は県外で行われる音楽、演劇、映像、美術、古典芸能、民俗芸能、文学等に関するものとし、企画性、創造性が高く、また人材育成やネットワーク形成につながるなど、高知県の芸術文化の発展、保存に寄与すると認められるもの。
- (2) 興行その他専ら営利、宣伝を目的としないもの。
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的としないもの。
- (4) 明確な会計経理を行い、報告できること。
- (5) ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に財団の助成事業である旨を表示すること。

※定期的に行われている演奏会などは、創造的な事業が付加される場合に限り、事業に要する経費を対象とします。

■助成金の額

当該事業の経費のうち、対象となる経費の範囲内で、助成の必要性、効果等を勘案して決定します。助成率は対象経費の3分の2以内とし、50万円を限度額とします。

■申請方法

規定の申請用紙で郵送又は直接持参でご申請下さい。(FAX、メールでの申請は出来ません)申請用紙は1月17日(金)より(公財)高知県文化財団総務部で配布します。ホームページからダウンロードもできます。

■審査会

一次審査(書類選考)通過団体・個人の方は3月中旬(予定)の二次審査にご出席いただけます。

■事業報告会

助成金の交付を受けて事業を実施した団体・個人の方は年度内に開催する予定の事業報告会に出席のうえ事業内容の報告をしていただけます。

■問い合わせ・申請先

(公財)高知県文化財団 総務部 企画課
〒781-8123 高知市高須 353-2
TEL.088-866-8013 FAX.088-866-8008
受付時間 平日 8:30～17:15 土日祝日休み

(公財)高知県文化財団では、高知県内で活動する団体、個人の方が行う芸術文化事業に対し、助成します。

詳しくは「助成金申請の手引き」をご覧ください。(公財)高知県文化財団のホームページをご覧ください。文化財団総務部でも配布しています。